○東北地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年東北地方整備局告示第百九十号鶴岡都市計画道路事業三・五・三十一号藤島駅笹花線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年東北地方整備局告示第三号鶴岡都市計画道路事業三・四・三号羽黒橋加茂線

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十八日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第五号山形広域都市計画道路事業三・四・二十八号四日町月山線及び三・六・一号新築西通り二口橋線

三　事業施行期間　自平成十六年一月二十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　東北地方整備局長　津田　修一

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年東北地方整備局告示第百七十号長井都市計画道路事業三・四・十号桐町成田線

三　事業施行期間　自平成二十三年十月十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　西東京都市計画道路事業三・三・十四号新東京所沢線

三　事業施行期間　自平成三十年三月二十二日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都西東京市北町六丁目、北町三丁目及び北町二丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	各務原市鵜沼字陰平山六五二八番三から同市鵜沼字茅場七八〇一番二〇まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線

三　事業施行期間　自平成三十年三月二十二日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県紀の川市打田字小門、字福垣内及び字楽池、久留壁字八反田並びに東大井字正覚及び字東山地内

使用の部分　和歌山県紀の川市打田字福垣内地内

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年近畿地方整備局告示第七十四号紀の川都市計画道路事業三・五・九号松井石町線

三　事業施行期間　自平成二十六年四月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十六年近畿地方整備局告示第七十四号の事業地のうち深田字竹ノ鼻地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人